

お知らせ



城東区より  
お知らせです!

区政会議の  
さまざまな情報を  
発信します! **ピックアップ!区政会議 No.27**

平成30年度第1回区政会議を開催しました!

5月10日に行われた第1回区政会議では、「もと城東区役所用地活用について(素案)」について区役所から説明のうえ、委員の皆さんからさまざまなご意見をいただきました。

詳しくは区ホームページや区役所総務課(総合企画)3階32番窓口などで情報発信していますので、ぜひご覧ください。

(もと城東区役所用地活用については、区政会議や意見募集で区民の皆さんからいただいたご意見や、事業者のご意見等を参考に、活用案の検討を進めています。策定状況等については随時ホームページ等で公表します。)

★平成30年度第2回区政会議を開催します!

- とき 7月19日(木) 19:00~
- ところ 区役所3階311会議室  
傍聴可、手話通訳あり
- 問合せ 区役所総務課(総合企画) 3階32番窓口  
☎6930-9937 FAX 6932-0979

http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000131063.html

城東区 区政会議 検索

7月は「社会を明るくする運動」~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~  
強調月間です

「社会を明るくする運動」は心ならずも犯罪や非行に走ってしまった人たちの立ち直りを支え、安心・安全な地域社会の構築をめざす運動です。区役所壁面への懸垂幕掲出や、「朝のあいさつ運動」「街頭啓発」を行うほか、区内中学生から募集した「標語」を区役所にて展示しています。

【標語の展示】

- とき 7月31日(火)まで
- ところ 区役所1階ロビー

城東地区更生保護サポートセンター

保護司に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点として、また地域における更生保護の拠点として開設されています。

開館日 月~金曜日に企画調整保護司が駐在  
ただし、年末年始、祝日、運営委員会が指定する日は休館日

開館時間 10:00~16:00

ところ 中央1-6-21

問合せ ☎6935-5665



更生保護のマスコットキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」

城北川のサイレンと警告放送

城北川の遊歩道を利用している方々の安全を確保するためにサイレンと警告放送を行っています。

城北川のサイレンと警告放送が聞こえたら皆さまの身の安全を守るため、速やかに遊歩道から退去してください。ご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

問合せ 建設局下水道河川部河川課  
☎6615-6834 FAX 6615-6583



固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、7月31日(火)です

問合せ 京橋市税事務所固定資産税担当  
☎4801-2957(土地) ☎4801-2958(家屋)  
FAX 4801-2905

熱中症に注意しましょう!

昨年度、熱中症により救急搬送された方は全国で52,984人でした。なかでも、7月が最多となっており、熱中症により亡くなる方もおられます。

熱中症は正しい知識を身につけることで未然に防ぐことができます。

詳しくは、消防局のホームページまたは城東消防署へお問い合わせください。

問合せ 城東消防署  
☎6931-0119 FAX 6931-0072



救命サポートアプリをご活用ください

救急事案に遭遇した時に、ためらわずに応急手当を実施できるようにサポートする「救命サポートアプリ」をリリースしています。

ぜひ、ご活用ください。  
※Android版のみ対応しています。

救命サポート 検索



▲iPhoneの方は  
こちら



▲Androidの方は  
こちら

問合せ 城東消防署  
☎6931-0119 FAX 6931-0072

●青少年 守って住みよい 城東区●

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間  
城東区青少年健全育成推進会議・城東区役所

お知らせ



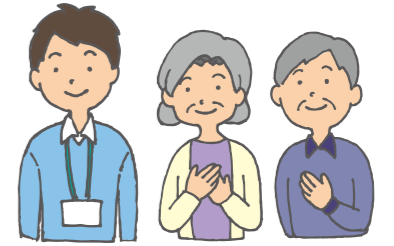
城東区より  
お知らせです!

後期高齢者医療高額療養費制度の見直しについて

後期高齢者医療高額療養費制度改正により、8月1日から下記のとおり自己負担限度額が変更となります。

1 病院窓口負担が3割の被保険者(住民税の課税所得金額が145万円以上)について

変更前: 外来(個人単位)57,600円  
外来+入院(世帯単位)80,100円+1%注1  
変更後: 課税所得に応じて3つに区分されます。  
課税所得690万円以上: 252,600円+1%注2【140,100円注4】  
課税所得380万円以上: 167,400円+1%注3【93,000円注4】  
課税所得145万円以上: 80,100円+1%注1【44,400円注4】



2 病院窓口負担が1割の被保険者(本人または同一世帯の方で住民税が課税されている)について

変更前: 外来(個人単位)14,000円(1年間の自己負担上限は144,000円)  
外来+入院(世帯単位)57,600円【44,400円注4】  
変更後: 外来(個人単位)18,000円(1年間の自己負担上限は144,000円)  
外来+入院(世帯単位)57,600円【44,400円注4】

- 注1 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
  - 注2 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
  - 注3 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
  - 注4 【 】内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額。(他の医療保険での支給回数は通算されません。)
- ※なお、病院窓口負担が1割の被保険者で同一世帯の方全員が住民税非課税の方については、変更はありません。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険) ☎6930-9956 FAX 6932-0979

国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療のお知らせ

- 国民健康保険高齢受給者証を更新します  
国民健康保険に加入している70~74歳の方の新しい高齢受給者証を7月下旬までに、世帯主の方あてに送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。
- 平成30年度国民年金保険料の免除および納付猶予の申請受付を開始しました  
国民年金保険料の納付が困難な方には、申請により納付が免除または猶予される制度があります(所得等による審査あり)。適用を希望される方は「年金手帳」「本人確認書類」「印鑑」を持参し、区役所1階15番窓口で申請してください。  
また離職により納付が困難な方(世帯主・配偶者の離職を含む)には特例措置がありますので、「雇用保険受給資格者証または離職書」を申請時に持参してください。  
審査結果については後日、日本年金機構よりハガキで通知します。
- 後期高齢者医療の新しい被保険者証を送付します  
75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に平成30年度の「被保険者証(保険証)」(水色)を7月上旬にご登録の住所地へ「簡易書留(転送不要の取扱い)」で郵送します。現在の桃色の被保険者証は8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。なお、配達の際に不在であれば郵便局に留め置かれ、その旨の「お知らせ」が投函されます。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。
- 後期高齢者医療の保険料決定通知書を送付します  
保険料決定通知書を7月中旬以降に郵送します。保険料を納付書で納めていただく方には、7~9月期分(3回分)の納付書も同封しています。10月以降の納付書は、10月と1月に3か月分ずつ送付します。  
問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険) ☎6930-9956 FAX 6932-0979

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を更新します

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証(青色)をお持ちの方に7月下旬までに新しい医療証(黄色)を送付します。  
なお、制度変更に伴い重度障がい者医療費助成制度に移行できる方につきましては、7月下旬までに障がい者医療証(オレンジ色)を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かなかった場合は、お問い合わせください。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(子育て教育) ☎6930-9857 FAX 6932-1295

